

■坂本市民格技場

● 現行(令和元年9月まで)

使用区分		単位	使用料	
			市民	市民以外の者
平日	午前9時から午後5時まで	2時間	320円	480円
	午後5時から午後9時まで	1時間	160円	240円
休日等	午前9時から午後5時まで	2時間	480円	720円
	午後5時から午後9時まで	1時間	160円	240円

- 備考 1 この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を用いる。
 2 この表中「平日」とは、休日等以外の日を用いる。

● 令和元年10月から令和3年9月まで

使用区分	単位	使用料	
		市民	市民以外の者
午前9時から午後9時まで	1時間	200円	310円

● 令和3年10月以降

使用区分	単位	使用料	
		市民	市民以外の者
午前9時から午後9時まで	1時間	240円	370円